

◎新潟県告示第669号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年6月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	雪椿の舎相談支援センター	加茂市陣ヶ峰4番10号	特定非営利活動法人 加茂市手をつなぐ育成会	令和7年 3月31日
地域定着支援				